

合併効果の検証 (合併前後の状況比較)
< 概要版 >

(平成20年3月)

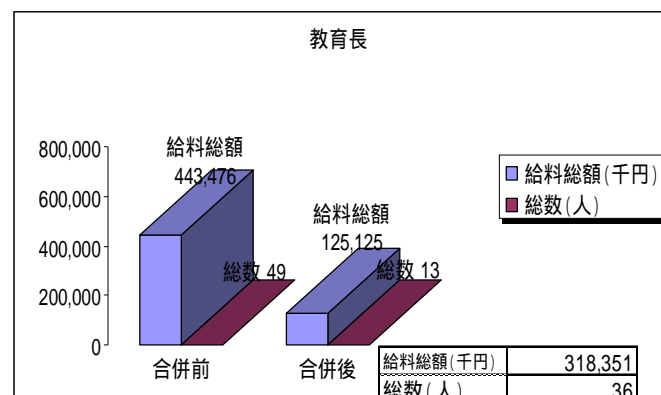
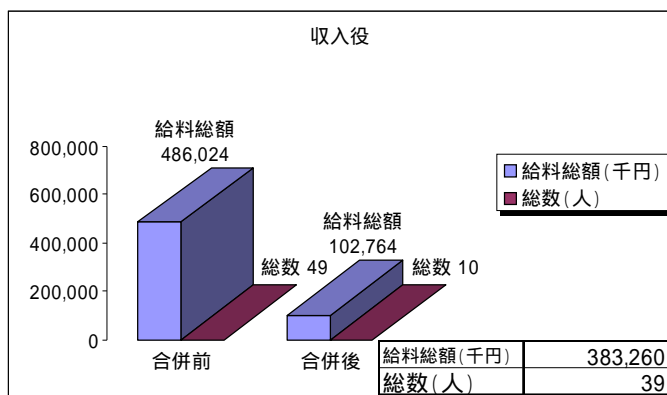
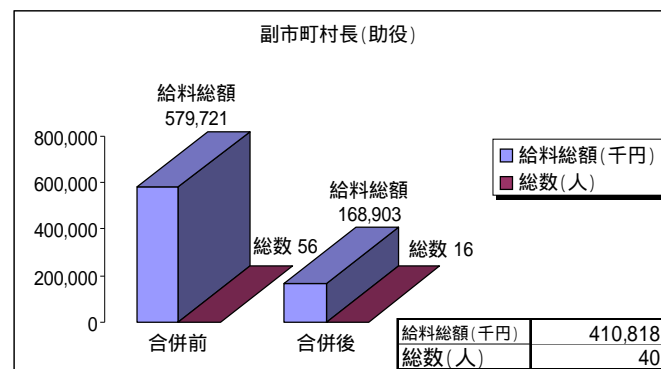
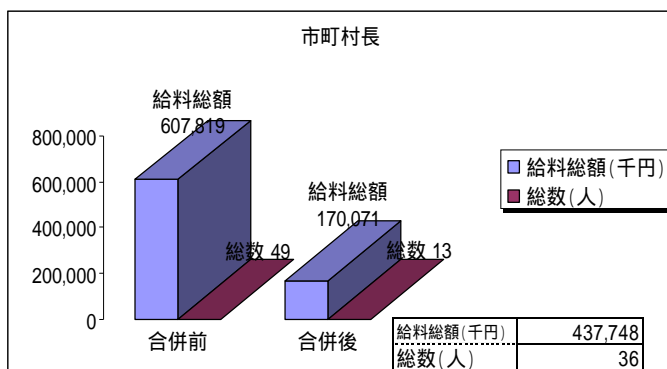
山梨県総務部市町村課

1. 人員及び人件費の削減効果

(1) 特別職の削減

合併により市町村長や副市町村長(助役)などの特別職の人員及び人件費の削減がなされた。

市町村長	36人	437,748千円	副市町村長(助役)	40人	410,818千円
収入役	39人	383,260千円	教育長	36人	318,351千円



給与実態調査及び定員管理調査

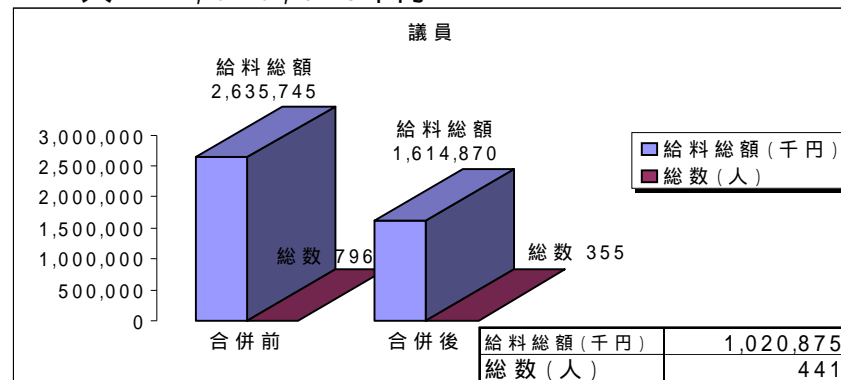
人員は条例定数

合併前はH14(ただし、行政委員会は合併直前)、合併後はH18として算定

(2) 議員の削減

合併により議員及び人件費の削減がなされた。

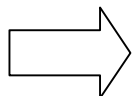
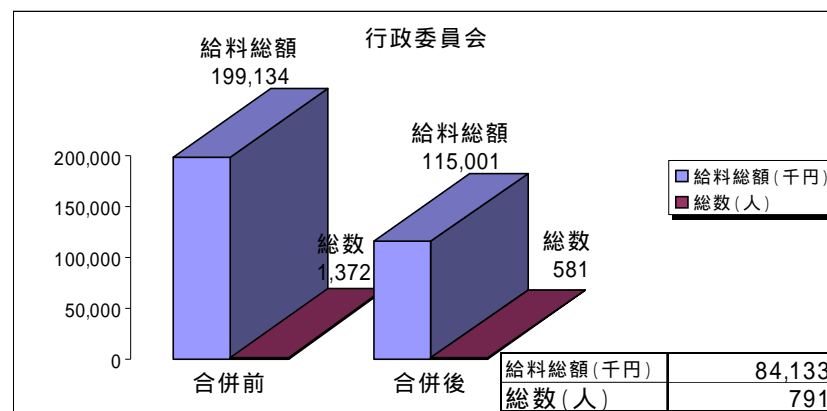
議員 441人 1,020,875千円



(3) 行政委員会委員の削減

合併により行政委員会委員及び人件費の削減がなされた。

農業委員会、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会(除教育長) 791人 84,133千円

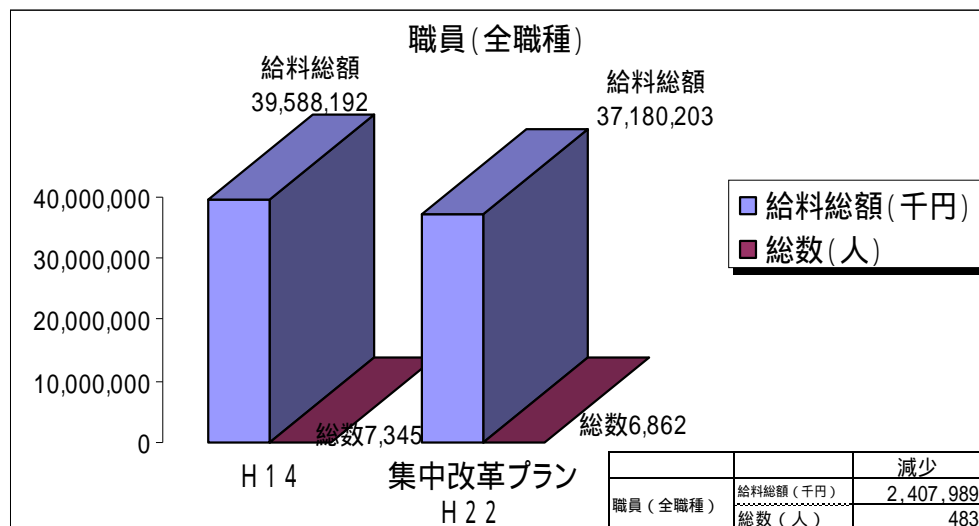


合計 年間 2,655,185千円の削減効果！

(参考) 特別職を除く職員の削減

特別職を除く職員については、合併のスケールメリットを生かし、平成22年度までに、13市町で合併前の職員数(全職種)の約6.6%にあたる483人の職員が削減され、人件費は年間で2,407,989千円削減できる見込みである。

集中改革プランに基づく人員削減が行われた場合

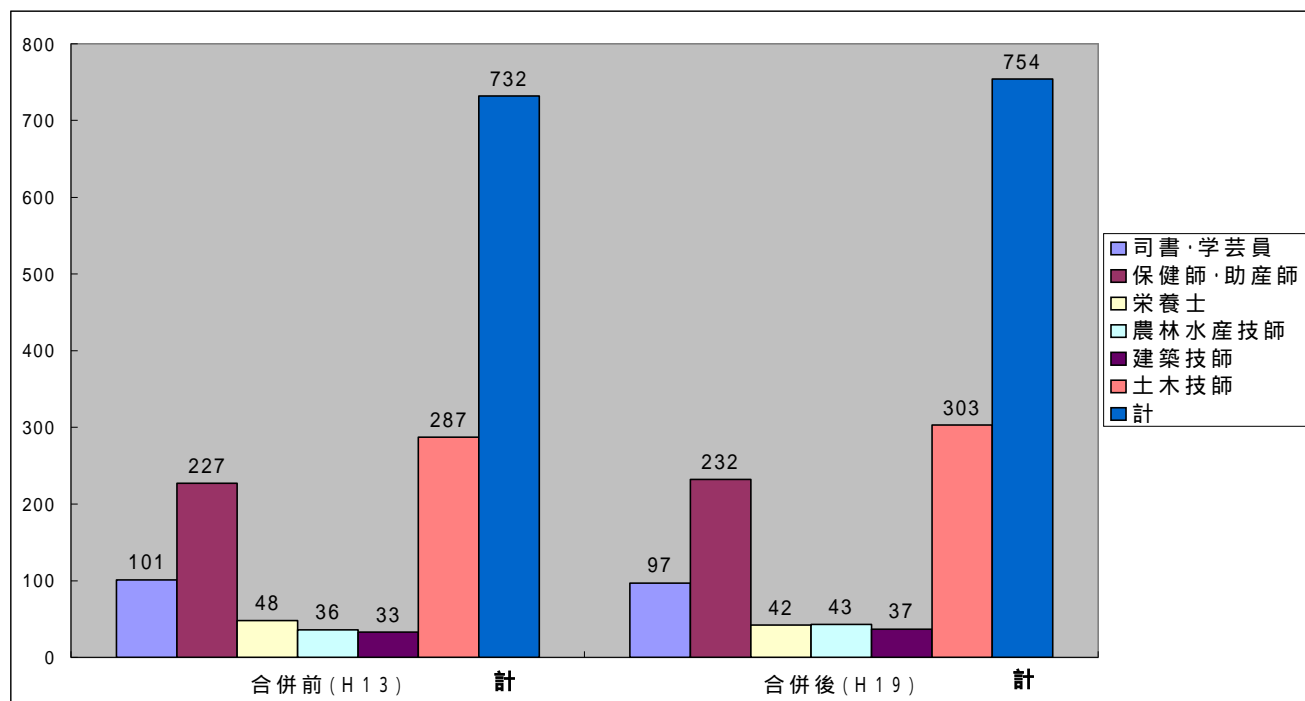


2 . 行政基盤の強化

(1) 専門職員の配置

組織再編や事務の効率化などにより、全体の職員数が削減される中で、保健師・助産師、農林水産技師、建築技師、土木技師といった専門職員は増員されている。

保健師・助産師 227人 232人 建築技師 33人 37人



(県総務部市町村課調べ)

(2) 専門部署の設置等

合併により新たな専門部署が新設され、課・室数も大幅に増加している。また、合併後、市町村税の徴収対策や企業誘致対策、定住対策など、喫緊の課題に対応する体制を整備し、重点的に取り組んでいる市町も多い。

- (新設課・室) 南アルプス市:子育て支援課 甲斐市:高齢福祉課 笛吹市:ごみ減量課 身延町:観光課 等
 (税の徴収対策) 合併前は、税務関係の専門部署が設置されていない町村が21存在したが、合併後は、12市町に税務部又は税務課が置かれ、税金等の徴収を担当する課も3市に設置されるなど、税源移譲にも対応できる体制の整備が図られている。
 (企業誘致対策等) 企業誘致対策等:山梨市ほか8市町 定住対策(U・Iターン等):南アルプス市ほか7市町
 空き家バンク制度創設:北杜市ほか5市町

旧市町村		新市町 (H18)		
市町村名	課・室数	市町名	課・室数	新設課・室
甲府市	56	甲府市	62	危機管理課 滞り整理課 処置計画課(環境) 児童育成課 等
中道町	7			
上九一色村	5			
平均課室等数	22.7			
山梨市	13	山梨市	16	秘書人事課 少子対策課 農林課
牧丘町	6			
三富村	4			
平均課室等数	7.7			
八田村	6	南アルプス市	27	広聴広報課 情報システム課 収納課 国民年金課 子育て支援課 介護福祉課 みどり自然課 等
白根町	11			
芦安村	4			
若草町	8			
櫛形町	8			
甲西町	8			
平均課室等数	7.5			
明野村	6			
須玉町	8			
高根町	7			
長坂町	8			
大泉村	5			
白州町	6			
武川村	6			
小淵沢町	6			
平均課室等数	6.5			

旧市町村		新市町 (H18)		
市町村名	課・室数	市町名	課・室数	新設課・室
竜王町	11	甲斐市	21	保健課 子育て支援課 高齢福祉課 農林振興課 等
敷島町	10			
双葉町	7			
平均課室等数	9.3			
石和町	12	笛吹市	26	情報福祉課 収納課 国民健康保険課 ごみ減量課 児童課 生活保健課 高齢福祉課 農業土木課 等
御坂町	9			
一宮町	8			
八代町	8			
境川村	8			
春日居町	7			
芦川村	3			
平均課室等数	7.9			
上野原町	8	上野原市	11	政策秘書室 長寿健康課 下水道課
秋山村	6			
平均課室等数	7			
塩山市	13	甲州市	18	秘書室 財政課 子育て支援課 下水道課
勝沼町	9			
大和村	4			
平均課室等数	8.7			
玉穂町	7	中央市	15	健康増進課 保健課 都市計画課 観光振興課 等
田舎町	9			
豊富村	6			
平均課室等数	7.3			

旧市町村		新市町 (H18)		
市町村名	課・室数	市町名	課・室数	新設課・室
三好町	5	市川三郷町	12	財政課 保育課 まちづくり推進室 いきいき健康課 等
市川大門町	8			
六郷町	6			
平均課室等数	6.3			
下呂町	8	身延町	11	保育課 観光課
中富町	7			
身延町	9			
平均課室等数	8			
南宮町	8	南宮町	12	財政課 まちづくり推進課 保育課
富沢町	8			
平均課室等数	8			
河口湖町	11	富士河口湖町	14	管理課 健康増進課 保健課 都市整備課
勝山村	3			
足和田村	3			
上九一色村	5			
平均課室等数	5.5			

会担当課及び支所、出先機関を除く。
 教育委員会、議会、農業委員会、
 選挙管理委員会、監査委員等を除く。

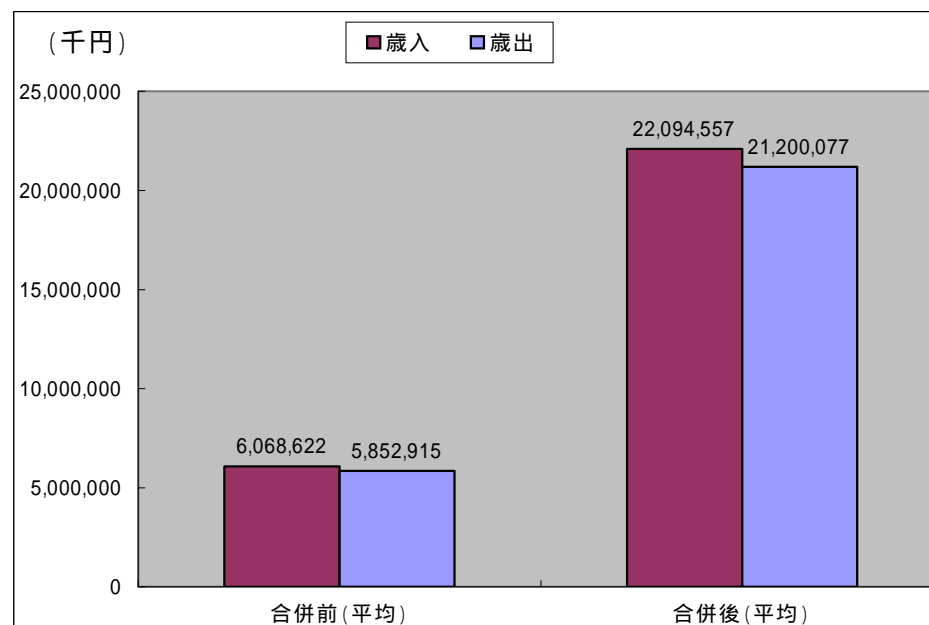
(県総務部附置課数調べ)

3 . 財政状況（基盤の強化・効率化と財政指標の変化）

（ 1 ）大規模事業の実施

財政基盤が強化されたことにより、重点的な投資を行うことが可能となり、地域の中核となるグレードの高い施設の整備や大規模な投資を必要とするプロジェクト事業の実施が可能になった。

例) 南アルプス市: 櫛形総合公園建設 甲斐市: 竜王駅周辺整備事業
北杜市: 中小水力発電施設・太陽光発電施設整備 富士河口湖町: 生涯学習館建設 等



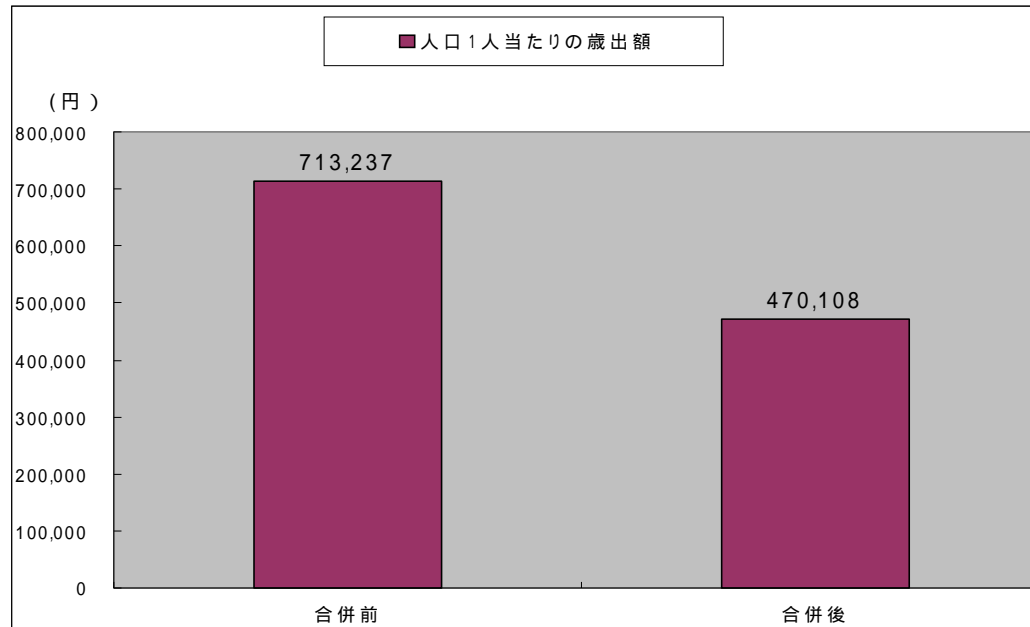
注1: 数値は、地方財政状況調査(決算統計)による。

注2: 合併の前年度決算を合併前、H17決算を合併後として算出した。

注3: 平均値は、単純平均である。(合併後の財政力指数については、加重した数値での試算値を使用し、平均値を算出している。)

(2) 行政費の効率化

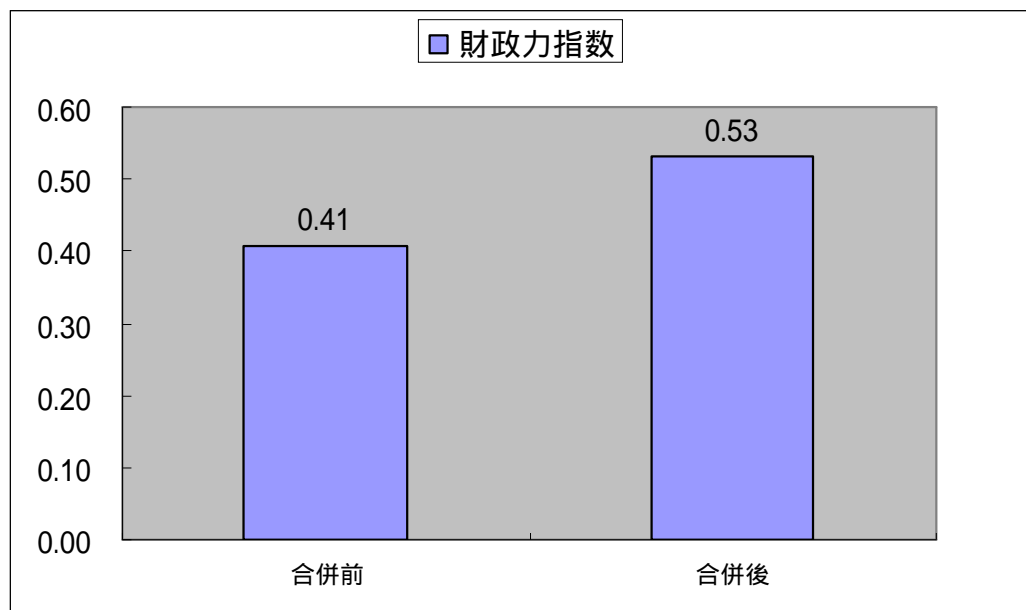
歳出額を人口1人あたりに換算すると、旧市町村の平均 713,237円に対し、合併後は470,108円となり、効率化が図られている。



合併前は合併前年度決算額。合併後は平成17年度決算額（地方財政状況調査）

(3) 財政力指数の上昇

合併のみが要因ではないが、財政力指数は合併前の平均0.41に対し、0.53に上昇している。



合併前は合併前年度決算額。合併後は平成17年度決算額（地方財政状況調査）

合併後の財政力指数は、加重した数値での試算値を使用し、平均値を算出

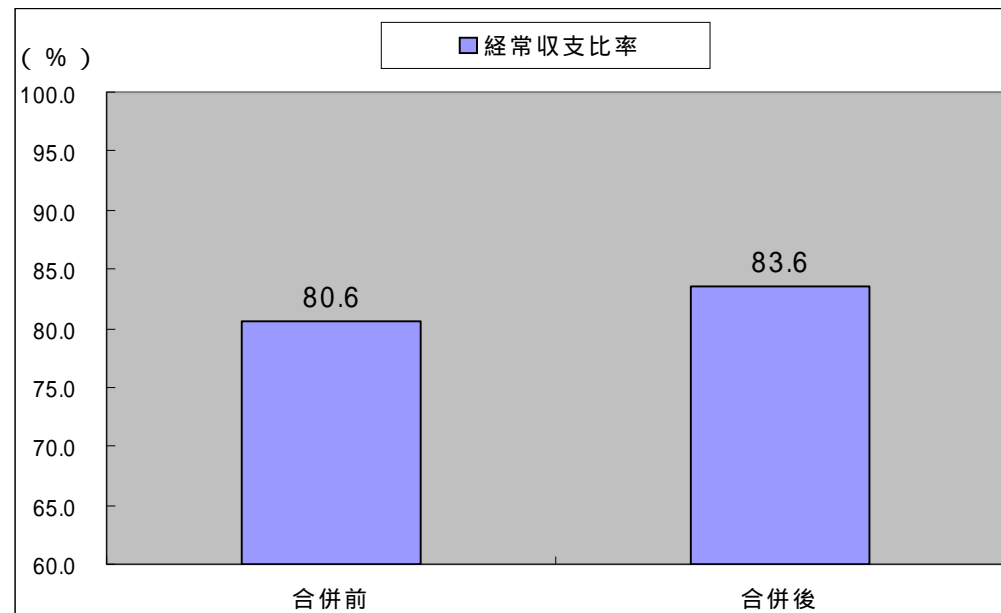
財政力指数：基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値で、いわば標準的な税制の下での歳入が、標準的な歳出を賄える比率を過去3年間平均したもの。

1.0を下回ると自主財源では財政運営ができない状態となり、普通交付税が交付され、1.0を上回ると普通交付税が交付されない「不交付団体」となる。

(4) 経常収支比率の上昇

合併に伴い、人件費や補助費などは減少したものの、全国的な普通交付税の減少、物件費(電算システム)及び扶助費の増加傾向により、経常収支比率はやや上昇している。今後、合併によるスケールメリットを生かした集中改革プランの実現を通して、事務・事業の更なる効率化が必要である。

例) 経常収支比率平均	合併前	80.6%	合併後	83.6%
県内市町村平均	H14	79.7%	H17	82.6%
全国市町村平均	H14	87.4%	H17	90.2%

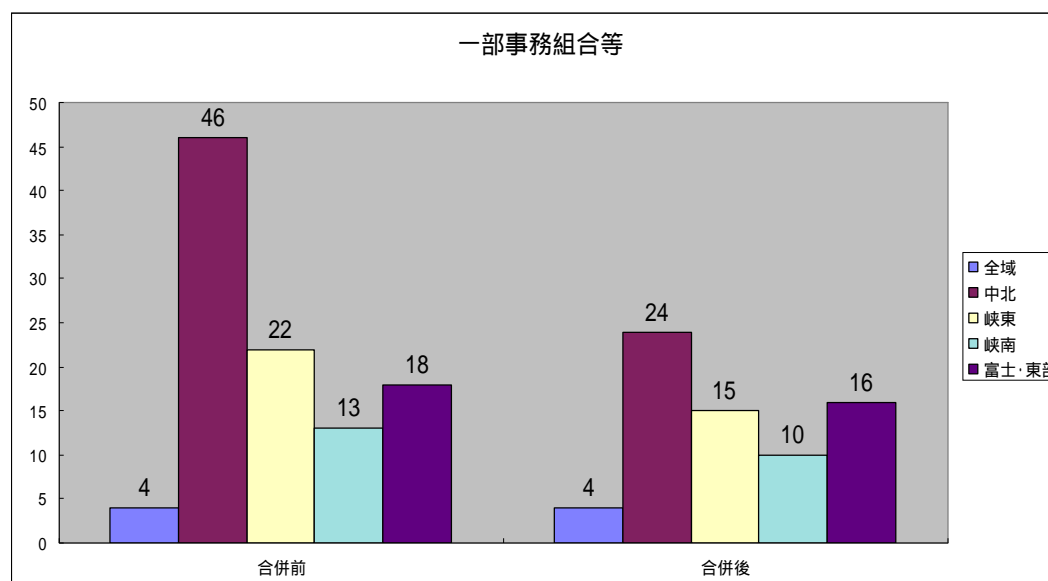


合併前は合併前年度決算額。合併後は平成17年度決算額(地方財政状況調査)
経常収支比率: 毎年度経常的に支出する経費(人件費、扶助費、公債費等)に充当した一般財源の額が、
毎年度経常的に収入される一般財源(地方税や普通交付税等)、減税補填債及び
臨時財政対策債の合計額に占める割合
(数値が低いほど政策的に使える予算が多く、財政運営に弾力性があることとなる)

4 . 一部事務組合等の廃止による効率化

合併により、34の一部事務組合等が解散し、このことによって、組合の管理部門や議会の廃止による削減効果、意思決定の迅速化や総合性・独自性を生かした施策展開が図られるようになるなどの効果があった。

例) 組合数 合併前 103団体 合併後 69団体



(県総務部市町村課調べ)

5 . 住民生活におけるメリット

(1) まちづくり、地域のイメージアップ

住民主体の地域活動が期待できる。また、地域のイメージアップが図れるとともに、広域的な視点に立った多様な施策展開が可能になった。

(2) 公共交通の利便性向上

既存のバス路線の見直しや新規交通により、交通弱者や観光客の利便性が向上した。

(3) サービス水準の向上

事業範囲の拡大や新規事業の実施などにより、住民サービスの充実が図られている。

(4) 制度の充実・住民負担の軽減

新しい助成制度の創設や既存制度の拡充、料金の統一により、住民の負担が軽減されている。

(5) 施設の利便性向上

これまで利用が制限されていた合併前の市町村の公共施設が利用できるようになった。

6 . 住民生活におけるデメリット

(1) 中心部と周辺部の格差感、自治意識の希薄化

本庁と支所・周辺部との格差感が生じている。また、住民参加型の行事の減少などにより、住民の自治意識が希薄化している。

(2) 公共交通の利便性低下

既存のバス路線の見直しにより停留所が減少し、不便になった地域が出ている。

(3) サービス水準の低下

支所の対応(権限)が十分でないため、事務処理に時間がかかるようになった。地域の保育園が休園となり、通園が不便になった。

(4) 制度の廃止・住民負担の増加

助成制度が廃止となった。また、料金の統一により、住民の負担が増えた点がある。

(5) 役所の利便性低下

分庁方式は役所が一体化していないため、不便。

<住民生活におけるメリット、デメリット>

合併した市町は、合併後10年を計画期間とする「基本計画(建設計画)」に基づく新しいまちづくりの途上にあり、合併に関する住民アンケート等ははまだ実施していないため、以下は、市町職員が現時点で客観的にみた住民生活におけるメリット・デメリットである。

メ リ ッ ト	デ メ リ ッ ト
<p>【まちづくり・地域のイメージ】</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>メリットとしては、住民主体の地域活動が期待されること、また、地域のイメージアップが図れるとともに、広域的な視点に立った多様な施策展開が可能になった点を挙げている。一方、デメリットとしては、住民参加型の行事が減少したことや本庁と支所・周辺部との格差感が生じ、周辺部では、住民の自治意識の希薄化や施設管理が行き届かなくなった点などがある。</p> </div>	
<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たなことに取り組まなければという住民意識が向上し、住民の自主的な活動が期待 ・旧町村ごとに実施していた春の祭りは、合併後、市内全域で同時期に開催し、マラソン大会や桃の花見などを合わせた多様な観光施策の展開が可能になった。 ・道路や公共施設の整備、土地利用などにおいて、広域的な視点に立った一体的かつ効果的なまちづくりが可能になった。また、環境問題や観光振興など広域的な連携が求められる分野においても、地域資源を活用した施策を統一的、効率的に推進することが可能になった。 ・出張所の周辺整備事業の実施により、地域の活性化が期待 ・大きい町になったことで地域の存在感が増し、イメージがアップ ・観光の町と果樹の町が合併し、観光と果樹の郷として地域のイメージアップを図ることができ、旧町村を一体化した広域的な観光宣伝やPR等を実施 	<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本庁に職員が集約されたため、支所に活気がなくなり、支所周辺の商店の売り上げが減少 ・本庁から遠い地域の住民は、行政に親しみが感じられなくなり、『切捨て』、『置き去り』感が強い。 ・地域の中心部と周辺部で格差が生じ、歴史や文化への愛着や連帯感が希薄化 ・合併前は地域で率先して実施していた河川の草刈などが実施されなくなるなど、住民自治の意識が薄れている。 ・グリーンベルトのある市道の管理が行き届かず、以前より雑草が繁茂し、通行に支障 ・消防団活動や民生児童委員会事務局などへの行政の関わり方が希薄になったとの声がある。 ・住民参加型の行事が減少 ・地域活動や各種団体等に対する補助金が減少

メリット	デメリット
【公共交通】	
<p>既存バス路線の見直しや新規運行により、交通弱者や観光客の利便性が向上する一方、停留所の減少などで不便になった地域も出ている。</p>	
<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市営バスが旧村まで運行されるようになり、自動車運転免許を所有しない周辺住民の通勤・通学・通院・買い物等の交通の利便性が向上。また、市立病院行きの市営バスも1往復から5往復半に増便し、利便性が向上 ・コミュニティバスの運行により、通勤・通学者・高齢者等の足を確保し、子どもの送迎に係る家族の負担も軽減 ・駅を中心として旧市町村間を結ぶ路線バスを運行し、通学・通院などの利便性が向上。また、主要な行楽地へも駅から直接行けるようになり、観光客の増加が期待 ・旧町村の観光拠点を結ぶレトロバスを運行し、観光客が増加 	<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市営バスになり、停留所の減少や運行時間の変更が行われ不便
【サービス水準】	
<p>既存事業の新市町全域への拡大や新規事業の実施などにより、住民サービスの充実が図られる一方、支所の対応や保育園の休園などサービスが低下した面もある。</p>	
<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧市町村の事業を全市に拡大して実施 <ul style="list-style-type: none"> ・農業の専門職員による相談・指導 ・高齢者福祉や子育て支援施策 ・福祉タクシーの利用 ・細分化したごみの分別方式 ・新規事業 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉事務所を開設(一体的かつ総合的な福祉サービスを提供) 	<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併前は、役場へ行けば相談に応じてもらえたが、支所になってからはそうした対応が減少 ・住民の苦情や要望等への対応は、支所を通して本庁で行うため、合併前より時間を要することに住民は不満 ・旧町で実施していた園児用送迎バスの運行が廃止されたため、通園に係る保護者の負担が増大 ・旧村の保育所が休園になり、保育所への通園が不便 ・税に関係する証明、閲覧及び相談は、本庁のみの対応となったため、旧町村の住民は不便

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者安否確認、金婚等の各種祝い、ミニディなど ・旧村の診療所に歯科の診療科目を新設 ・未満児保育 ・ブックスタート事業、図書館のウェブ予約 ・住民票等の自動交付機を設置 ・夜間窓口、税の休日窓口を開設 ・旧町村の区域を越えた通学区域の設定により、以前より近くの小学校への通学が可能 ・道水路補修など軽微な要望への対応が迅速化 ・介護保険給付の認定事業者が増加し、利便性が向上 ・粗大ゴミの回収回数を増加 ・ごみの回収を祝日も実施 ・各種証明書(所得証明、納税証明等)の交付や原付バイク等の登録及び廃車の申請手続きが、旧町村の支所、出張所のほか、本庁舎及び市内10ヶ所の総合行政窓口センターで可能になった。 ・本庁や全ての支所で各種証明書の交付を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・合併前は、確定申告期間中は、旧役場で申告の受付を行っていたが、合併後は市民会館のみとなり、旧町村の出張所は1日～3日間のみとなったため、旧町村の住民にとっては不便 ・防災無線の運用の見直しにより、地域への連絡項目が縮小 ・防犯灯などの修理が以前より時間を要している。 ・可燃ごみの回収回数が減少 ・母子手帳の交付や乳児検診などの場所が遠い。
<p>【制度・負担】</p>	
<p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">新しい助成制度等の創設・拡充や住民に有利な形での料金の統一により、住民の負担軽減が図られた。一方、制度の廃止が行われるとともに、料金統一の結果、住民負担が増大した地域もある。</p>	
<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度創設 <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険加入者(満30歳以上)の保険料完納者が人間ドック・脳ドックを受ける際の助成制度 ・国民健康保険に加入する乳幼児が市内の医療機関で診療を受けた自己負担分を無料化(窓口無料化) ・公的年金未受給の在日外国人高齢者・障害者等に対する独自の給付金支給制度 	<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度の廃止 <ul style="list-style-type: none"> 人間ドックの受診に対する補助

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス利用者負担金の減額と通所サービス食費負担助成金の支給制度 ・制度を全域に拡大 ・米寿のお祝いやを介護慰労金の支給 ・母子家庭等児童手当、私立幼稚園就園奨励費助成金、多子世帯保育料助成金、中小企業向け振興融資、すこやか子育て医療費助成、高齢者医療費助成等 ・交通安全施設(カーブミラー)を設置又は補修する際の住民負担を廃止 ・自治会が設置した防犯街路灯の電気料等に対する補助 ・「住宅用太陽光発電システム設置」に係る補助 ・重度心身障害者(児)等タクシ - 利用乗車券助成(年間のタクシー利用回数も24回から48回に増やした) ・料金等の統一 <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険税の税率を旧町の低い税率に統一 ・国民健康保険加入者が死亡したときの葬祭費支給額を市の高い金額に統一 ・百歳祝金が300,000円に統一され、旧町は祝金が100,000円引き上げ ・新生児祝金を旧町の高い金額(5万円)に統一 ・学校給食費を旧町の低い金額に統一 ・軽自動車税の税率を制限税率から標準税率に引き下げ ・旧町は水道料金の超過料金が20円値下げ ・スポーツ広場の使用料金を無料化 <p>【施設利用】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・料金等の統一 <ul style="list-style-type: none"> ・旧町は、国民健康保険税、介護保険料が値上げ ・介護保険料が値上げ ・旧村は保育料が値上げ ・放課後児童クラブ保護者負担金が旧町は1人年額65,000円に引き上げ ・旧町は敬老・百歳祝金が引き下げ ・税金が平均して値上げ ・旧町は水道料金の超過料金が40円、下水道料金が200円値上げ ・旧町は日赤社費納入金額が500円値上げ ・スポーツ施設の使用料金が有料化又は値上げ ・水道料金など未統一の料金がある
<p>旧市町村の公共施設を全市民を対象に開放するとともに、図書館の開設や共通で利用できる図書カードの発行などにより利便性が向上している。一方、本所と支所の事務分担が煩雑で不便になった面もある。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・旧市町村の公共施設を全市民を対象に開放 	<ul style="list-style-type: none"> ・分庁方式は、役所が一体化していないため、不便

メ リ ッ ト	デ メ リ ッ ト
<ul style="list-style-type: none"> ・旧町村の図書館の貸し出し・検索システムを統合し、市内の全ての図書館で利用できる共通カードを作成 ・生涯学習館の分館として、旧村に図書館を開館 ・支所(旧村の役場)内に図書館の分館を開設 ・旧町村でも農業センター貸付農機具の利用が可能になった。 ・学校の空調設備が改善され、快適な学習環境が整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・旧役場が支所となったため、農業関係(農振・農地転用)の申請手続きや相談は本庁まで行かなければならず不便 ・分村合併により、証明書交付などの手続きは、2つの市町に行かなければならないことがあり煩雑 ・スポーツ施設の予約がし難くなった。